

第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画

子どもの笑顔は“三朝町”の宝
～輝く笑顔 未来に咲かそうみささっ子～



令和2年3月

鳥取県三朝町



はじめに

平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、本町では、子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができ、子どもが元気に伸び伸びと暮らすことができるよう、町や地域が一丸となって子育て環境を整えることを目的に「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各種の子ども・子育て支援事業を実施してきました。

このたび、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定したところですが、「三朝町総合計画」を上位計画とする本計画は、「子どもの笑顔は“三朝町”の宝 ～輝く笑顔 未来に咲かそうみさきっ子～」を基本理念とし、子育て支援をあらゆる分野において展開していくための見直しを行ったところであります

社会の変化が急激であるこの現代、本計画を実現していくためにも、家庭、学校、職場のほか子どもの支援に関わるあらゆる方々の参画が、今まで以上により一層重要であり、本計画の推進にあたり一層の御支援、御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました三朝町子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、アンケート調査等により多くの貴重な御意見をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和2年3月

三朝町長 松浦弘幸

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格、位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	3
2 基本施策	3
3 施策目標	
(1) 施策の体系	4
(2) 施策の方向性	5

第3章 子どもを取り巻く現状と子育て支援の取り組み状況

1 人口推移	
(1) 総人口に占める子どもの人口推移	7
(2) 0-5歳の年齢階級別人口推移	8
(3) 6-11歳の年齢階級別人口推移	9
2 人口推計	
(1) 0-5歳の年齢階級別人口推計	10
(2) 6-11歳の年齢階級別人口推計	10
3 子どものいる世帯の推移	11
4 結婚・出生等	
(1) 結婚の推移	12
(2) 出生の推移	12
5 女性人口	
(1) 本町の女性人口に占める年齢階層割合の推移	13
(2) 女性人口の占める年齢階層割合の比較（国・鳥取県との比較）	13
6 本町の保育所の状況	
(1) 0-2歳、3-5歳の子どもの人口	14
(2) 0-2歳、3-5歳の保育所入所者数の推移	14
(3) 0-2歳、3-5歳の各人口における保育所入所者率の推移	15
7 本町の子ども・子育て支援事業の状況	
(1) 認定こども園（みささこども園）	16

(2) 保育所（賀茂保育園、竹田保育園）	16
(3) 時間外保育事業（延長保育事業）	17
(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	18
(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	19
(6) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	19
(7) 地域子育て支援拠点事業	20
(8) 延長預かり保育事業	20
(9) 一時預かり保育事業	21
(10) 休日保育（休日一時預かり）事業	21
(11) 病児保育事業	22
(12) 病後児保育事業	22
(13) ファミリー・サポート・センター事業	23
(14) 妊産婦健康診査事業	24
(15) 乳児家庭全戸訪問事業	25
(16) 養育支援訪問事業	25

第4章 子ども・子育て施策の推進方策について

1 教育・保育の提供区域の設定	27
2 幼児期の教育・保育	
(1) 前提となる事項	28
(2) 需要量の見込み	29
(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期	29
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保内容、実施時期	
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	31
(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び放課後子ども教室	31
(3) 子育て短期支援事業	32
(4) 地域子育て支援拠点事業	33
(5) 一時預かり事業（一時預かり保育・延長預かり保育）	33
(6) 休日保育（休日一時預かり）事業	33
(7) 病児・病後児保育事業	34
(8) ファミリー・サポート・センター事業	34
(9) 利用者支援に関する事業	35
(10) 妊産婦健康診査事業	35
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	36
(12) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等 に対する支援に資する事業	36
(13) その他の事業	37

4	幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保について	
(1)	質の高い教育・保育の推進	37
(2)	子ども・子育て支援事業の推進	37
(3)	認定こども園・保育所と小学校との連携推進	37
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	38
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	38
7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する鳥取県との連携	38
8	子どもの貧困に対する支援	38
9	保護者等の職業と家庭の両立のための雇用環境の整備に関する施策と連携	38
10	国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮	38

第5章 計画の具体的施策について

	本町が実施する子ども・子育て支援の具体的施策について	39
(1)	妊娠・出産支援	40
(2)	健診・予防接種	43
(3)	保育・子育て支援	45
(4)	経済的支援・手当等	50
(5)	小・中・高生期支援	52
(6)	障がい児への支援	54

第6章 計画の推進体制について

1	計画の推進体制	57
2	推進状況の管理	57

第7章 アンケート調査の概要

1	調査の目的	59
2	実施概要	59
3	報告	59

参考（会議条例・委員名簿）

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、子育てを取り巻く環境は、少子化、核家族化の進行や親の就労状況の変化、地域とのつながりの希薄化など家庭や地域において大きな変化が見られます。

こうした状況のなか、国においては、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」の成立により、子ども・子育て支援新制度が創設され、本町においても、平成27年4月の新制度施行を受け、同月から令和2年3月までを計画期間とする「三朝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、認定こども園や保育園などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前児童の一時預かりや地域子育て支援拠点事業、学童クラブなどのさまざまな子育て支援の事業について提供体制の整備を行ってきました。

本町では、多様化する保育・子育てニーズや「三朝町子ども・子育て支援事業計画」の事業評価も踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育の提供、地域の子育て支援体制の確保と円滑な実施が計画的に図られることを目的に「第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

2 計画の性格、位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、本町の町政運営の基本方針となる「第11次三朝町総合計画」との整合や児童福祉法に基づく三朝町障がい児福祉計画との調和を図りながら、「子ども・子育て支援施策を総合的に推進する計画」として位置づけます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - (2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3～8 略

3 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。また、計画期間中に計画の進捗状況等を点検し、評価を行ったうえ、計画を5年ごとに見直します。

ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の策定体制

この計画の策定、見直しにあたっては、子育て当事者や子育て支援関係者等の参画を得て、「三朝町子ども・子育て会議」を組織し、子育てに関するニーズや子ども・子育て支援制度に基づく子ども・子育て支援施策を計画に反映するため、さまざまな角度から検討していきます。



第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

三朝町の子ども・子育て支援を推進するにあたり、三朝町が目指すべき方向性として、平成27年7月の「笑顔いっぱい子育て支援のまち宣言」に掲げる“子育てをするなら三朝町でと言われるまちづくり”を柱に、本計画の基本理念は下記のとおりとします。

「子どもの笑顔は“三朝町”の宝」
～輝く笑顔 未来に咲かそうみささっ子～

子どもの笑顔でいっぱいのまちは、家庭や学校、地域や大人達、みんなが元気で活気があるまちであるという証しです。子どもの笑顔は三朝町の宝であり、未来を担っていく子どもたちが元気いっぱい、笑顔で暮らせるまちこそ三朝町が目指すまちな姿です。

子育て世代が安心して妊娠、出産、育児ができ、子ども達が元気に伸び伸びと暮らすことができるよう、町や地域が一丸となって子育て環境を整え、「子育てをするなら三朝町で」と言われるまちづくりを進め、町民みなさんの笑顔があふれ、元気いっぱいの三朝町を目指します。

2 基本施策

本計画は、平成31年に策定した「第11次三朝町総合計画」に掲げる4つの施策を重点施策として位置づけ、その推進を図ります。

(1) 子どもが育つ環境の充実

子どもが心身ともに健やかに育ち、次代を担う人間として成長できる環境の充実に取り組みます。

(2) 切れ目のない子育て支援

妊娠・出産期から乳幼児期、青年期に至るまで、成長に合わせた継続的で適切な子育て支援体制の充実に取り組みます。

(3) 地域ぐるみの子育て支援

子どもを生き育てやすい環境づくりを、町ぐるみ、地域ぐるみで進めます。

(4) 母子の健康管理に関する支援

特に支援が必要な妊娠、産前・産後における母子の健康確保に取り組みます。

3 施策目標

(1) 施策の体系

基本施策	施策目標	施策の展開
子どもが育つ環境の充実	質の高い教育・保育の総合的な提供	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所の受入体制の確保・ 特色ある保育の実施・ 多様な保育ニーズへの対応・ 保育の質の向上・ 放課後児童クラブの整備・ 子育て家庭の定住支援・ 特に配慮が必要な子育て家庭への支援・ 保小中連携の推進 など
切れ目のない子育て支援	健やかな成長に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット、紙媒体、電子メールなどを活用した情報発信・ 相談窓口の充実・ 特別医療費の助成・ 産前・産後の支援の充実 など
地域ぐるみの子育て支援	地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 地域との交流活動の推進・ 放課後児童クラブの整備（再掲）など
母子の健康管理に関する支援	相談体制と産前産後ケアの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 妊婦健診の推進・ 不妊治療費の助成・ 産前・産後の支援の充実（再掲）など

(2) 施策の方向性

質の高い教育・保育の総合的な提供

- ・子ども達が安心して伸び伸びと暮らせる環境づくりを推進します。
- ・子ども達の心と身体の成長に応じた健康の保持・増進に向け、健康管理はもとより、心の教育など、関係機関と連携し総合的な取り組みを推進します。
- ・多様なニーズに即した保育サービスの充実、児童の放課後対策のほか、子どもの養育に対する支援や助成の充実など、子育て家庭への経済的な支援を行い、利用しやすく安心して子育てができる環境づくりを推進します。

健やかな成長に向けた支援

- ・安心して妊娠、出産、育児ができるよう、従来の健康管理に関する支援や各種相談に加え、インターネットや電子メールなどを活用した情報発信を行うことにより、支援体制の充実を図ります。

地域における子育て支援の充実

- ・子ども・子育てに携わるすべての支援者が、地域ぐるみで子育てに携わることができる環境を整え、「子どもの成長や子育ての喜び」を共感し合える町づくり、地域づくりを推進します。

相談体制と産前産後ケアの充実

- ・妊娠・出産・産後のケアに重点を置いて取り組み、母子の心身の健康管理に関する相談・支援体制の充実を図ります。



第3章 子どもを取り巻く現状と

子育て支援の取り組み状況

第3章 子どもを取り巻く現状と子育て支援の取り組み状況

1 人口推移

(1) 総人口に占める子どもの人口推移

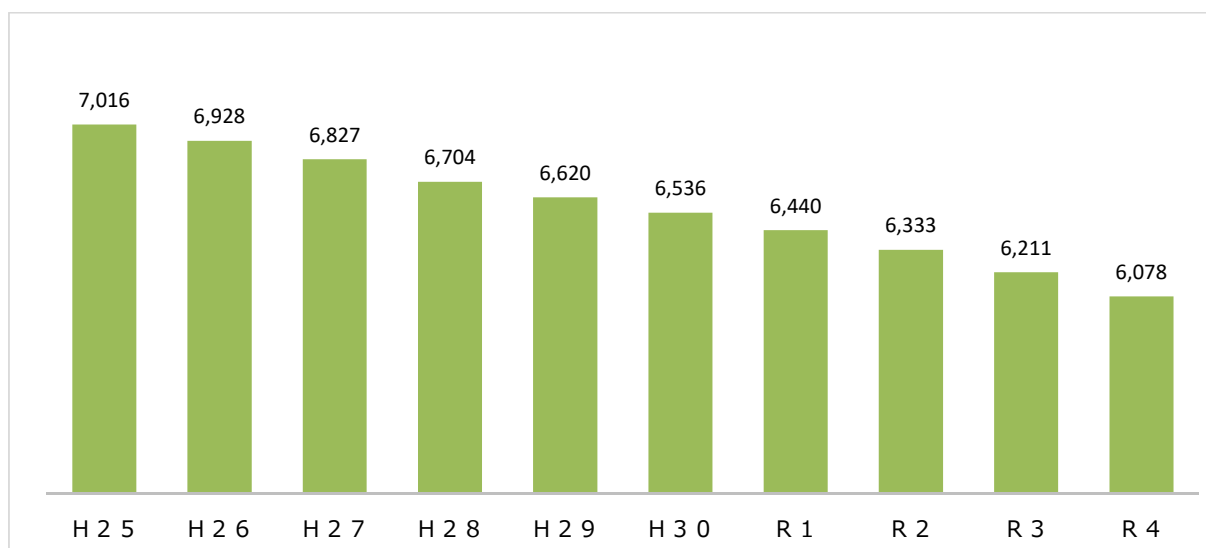
本町の総人口は、10年前の平成25年と比べて約1,000人減少し、令和4年4月現在で6,078人となっています。

また、令和4年の0歳から11歳の子どもの人口は、平成25年と比べて3割近く減少し、総人口に占める子どもの人口の割合は、平成27年から減少し続けています。

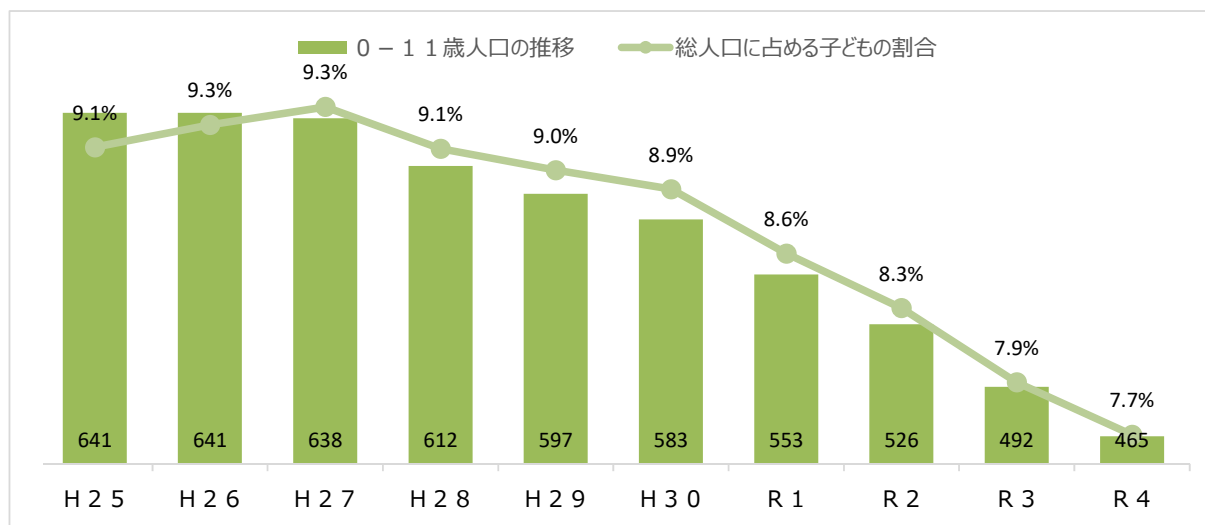
(資料:三朝町住民基本台帳)

■本町の総人口の推移 (各年4月1日現在)

単位：人



■0-11歳人口の推移と総人口に占める子どもの割合 (各年4月1日現在)



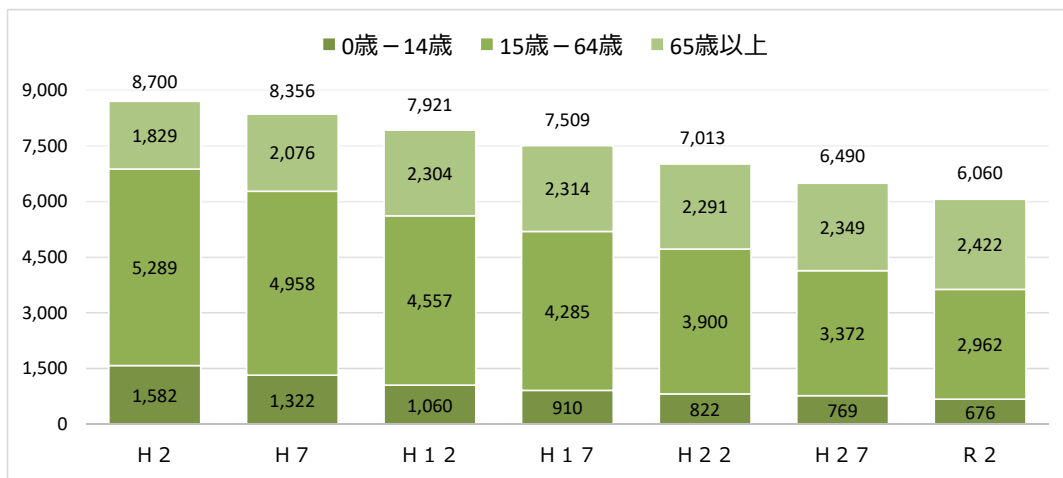
また、平成2年から令和2年までの国勢調査の人口推移をみると、平成2年の総人口は、8,700人でしたが、30年後の令和2年には、6,060人と2,640人減少しています。

総人口を3つの階層に分けて人口比率をみると、65歳以上の人口比率は、平成2年が21.0%だったのに対して令和2年には40.0%とほぼ2倍に上昇し、15歳から64歳の人口比率は、60.8%が48.9%に、0歳から14歳の人口比率は18.2%が11.2%とそれぞれ減少しています。

(資料:国勢調査)

■本町の人口構成の推移

単位：人



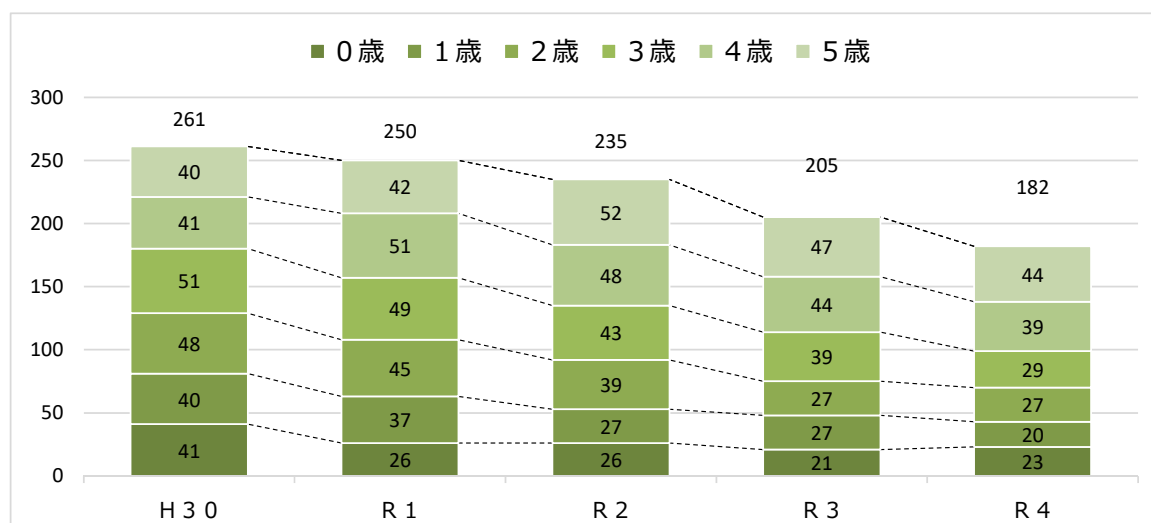
(2) 0-5歳の年齢階級別人口推移

0歳から5歳の年齢階級別人口推移をみると、令和2年以降に急激な減少を示しています。

(資料:三朝町住民基本台帳)

■0-5歳の人口の推移(各年4月1日現在)

単位：人



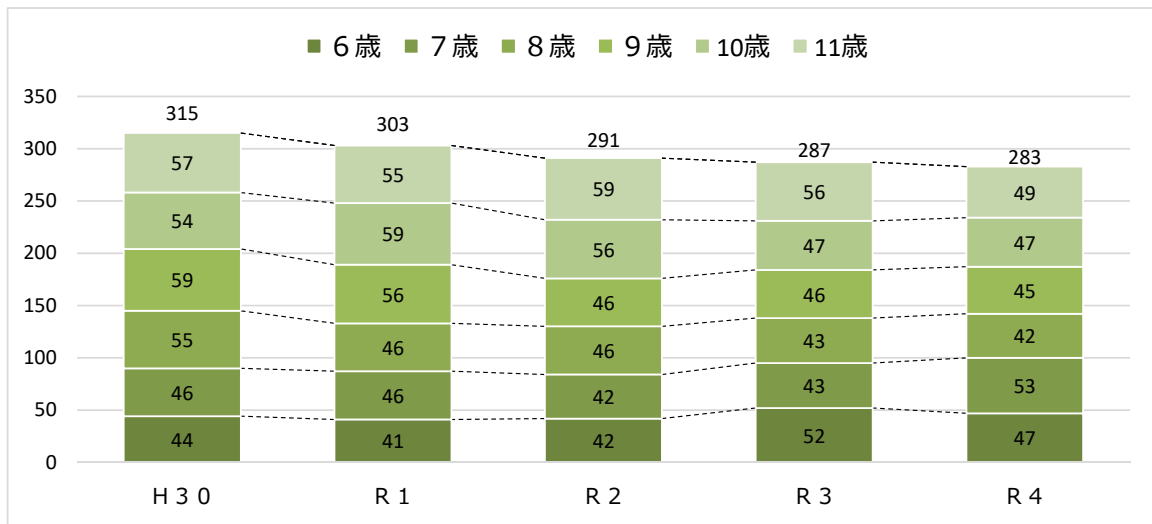
(3) 6 - 11歳の年齢階級別人口推移

6歳から11歳の年齢階級別人口推移0歳から5歳の推移と同様にどの階級においても減少傾向となっています。

(資料:三朝町住民基本台帳)

■ 6 - 11歳の人口の推移 (各年4月1日現在)

単位:人



2 人口推計

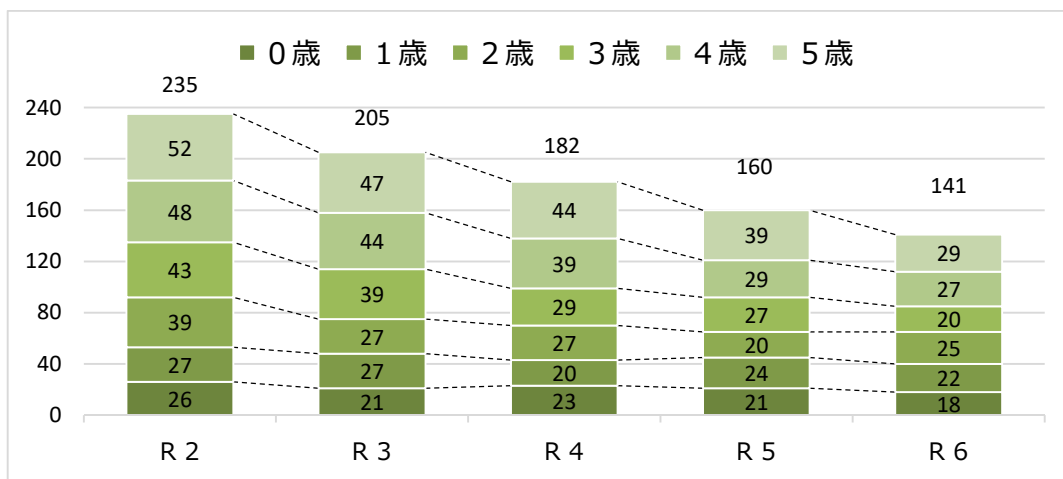
(1) 0-5歳の年齢階級別人口推計(令和2年～令和4年は実績値)

0歳から5歳の推計をみると、令和2年から令和4年にかけては、当初の推計以上の減少となり、近年の出生数の低下から、計画最終年にあたる令和6年では令和2年から94人減少し141人になると見込まれます。

(資料:三朝町推計)

■ 0-5歳の年齢階級別人口推計 (各年4月1日現在)

単位:人



(2) 6-11歳の年齢階級別人口推計(令和2年～令和4年は実績値)

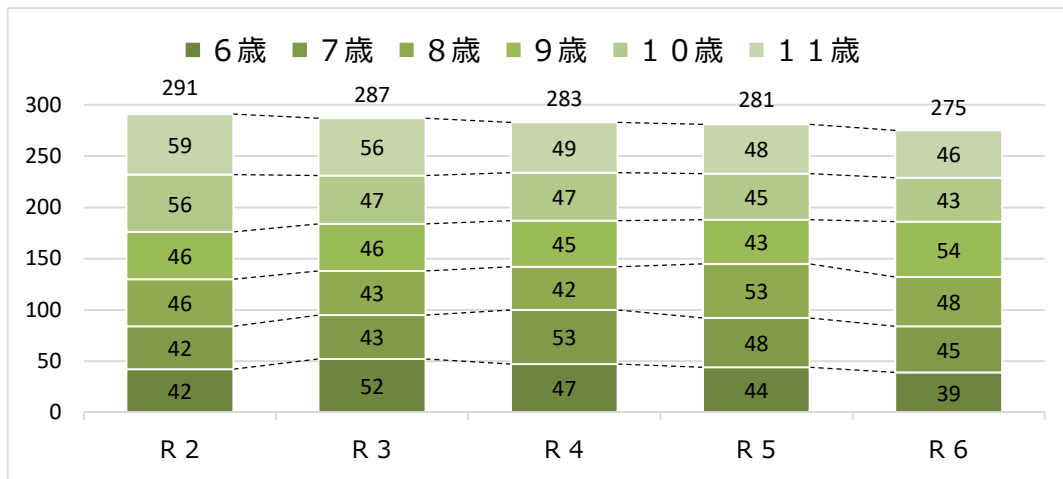
6歳から11歳人口の推計については、近年の出生数減少の影響が少なく、計画最終年にあたる令和6年は令和2年から16人減少し、275人になることが見込まれます。

今後、0歳から5歳人口の推計から、この年齢階級(小学生世代)の人口減少は急激に進むと予測されます。

(資料:三朝町推計)

■ 6-11歳の年齢階級別人口推計 (各年4月1日現在)

単位:人



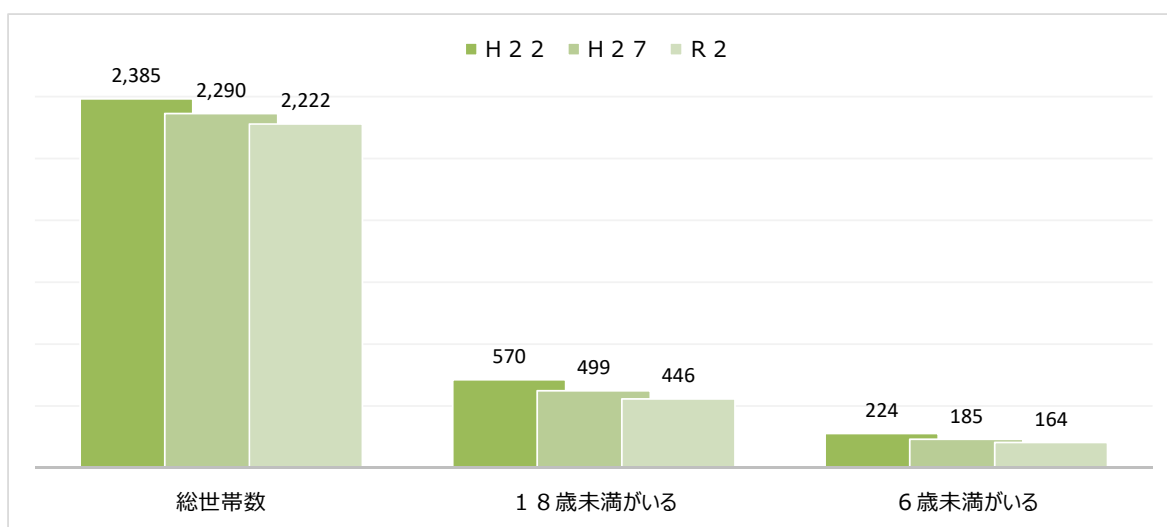
3 子どものいる世帯の推移

平成22年、平成27年及び令和2年における本町の世帯状況をみると、平成22年は2,385世帯、平成27年は2,290世帯、令和2年は2,222世帯と徐々に減少しています。そのうち、18歳未満の子どもがいる世帯数は、平成22年は570世帯、平成27年は499世帯、令和2年では446世帯、6歳未満の子どもがいる世帯は、平成22年は224世帯、平成27年は185世帯、令和2年では164世帯となっており、共に減少しています。特に6歳未満の子どもがいる世帯は、全世帯数の1割に満たない状況が続いています。

(資料:国勢調査)

■本町の総世帯数と子どものいる世帯

単位：世帯



4 結婚・出生等

(1) 結婚の推移

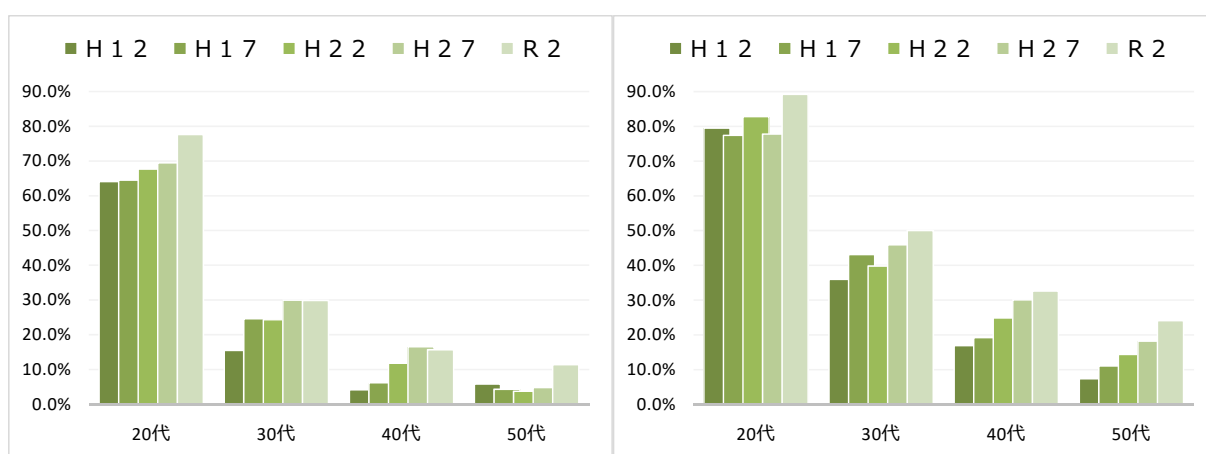
本町の男女の未婚率の推移をみると男女の多くの世代において未婚率が上昇しています。20代の女性の未婚率は、令和2年は77.6%と平成12年と比べ13ポイントの上昇、30代においても平成27年から30%近くを維持する状況となっています。

また、男性の未婚率は、令和2年の30代においては20ポイントも女性より高く、全ての年代において、同年代の女性と比較して未婚率が高い状況となっています。

(資料:国勢調査)

■男女の未婚率の推移 左：女性 右：男性

単位：%



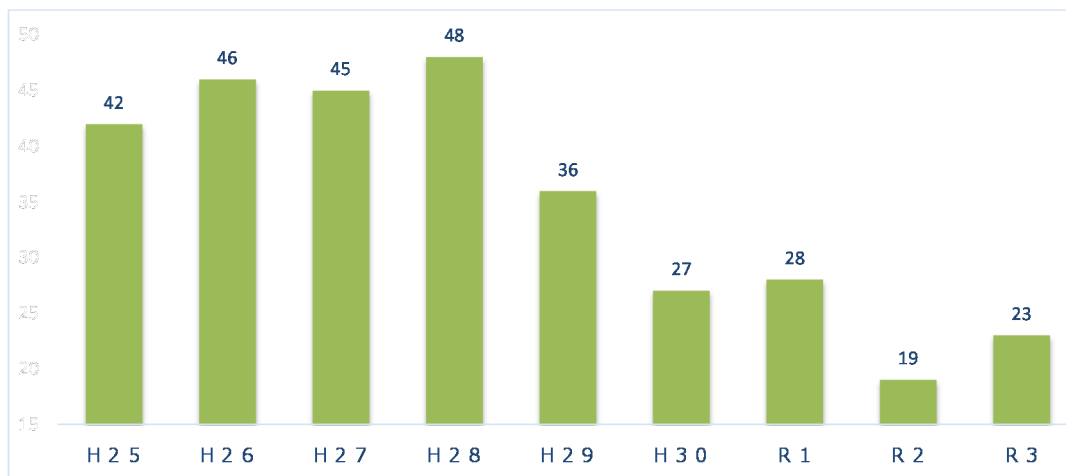
(2) 出生の推移

本町の出生数は、平成29年以降減少傾向で、かつ、年間に30人に届かない状況が続いており、深刻な状況となっています。

(資料:三朝町集計)

■本町の出生の推移 (4月1日現在)

単位：人



5 男女別人口

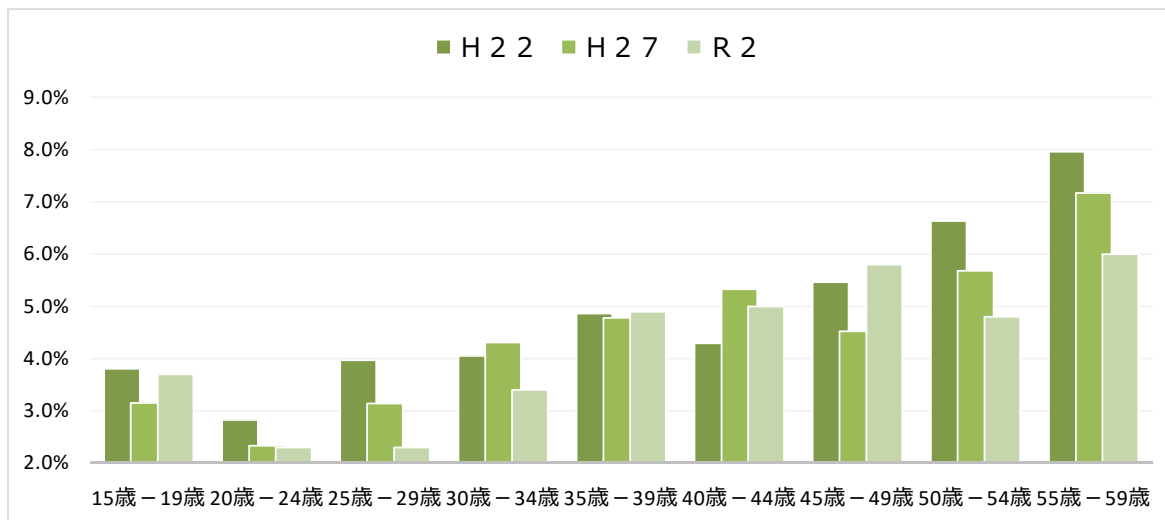
(1) 本町の人口に占める年齢階層割合の推移

本町の人口に占める年齢階層割合の推移について、平成22年、平成27年、令和2年をそれぞれ比較すると男女ともに25歳から34歳までの割合が顕著に減少していることが認められます。

(資料:国勢調査)

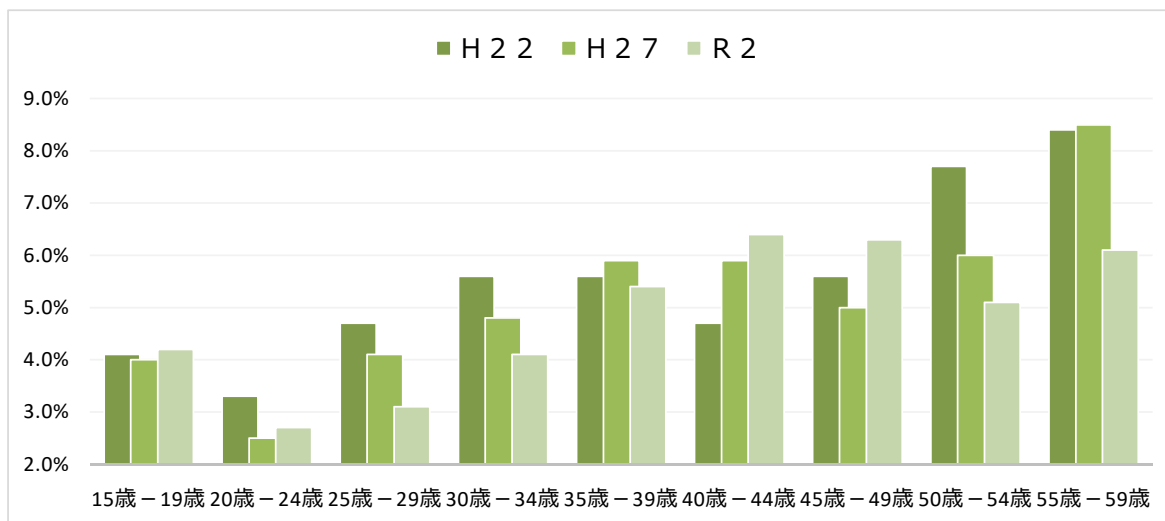
■本町の女性人口に占める年齢階層割合の推移

単位：％



■本町の男性人口に占める年齢階層割合の推移

単位：％



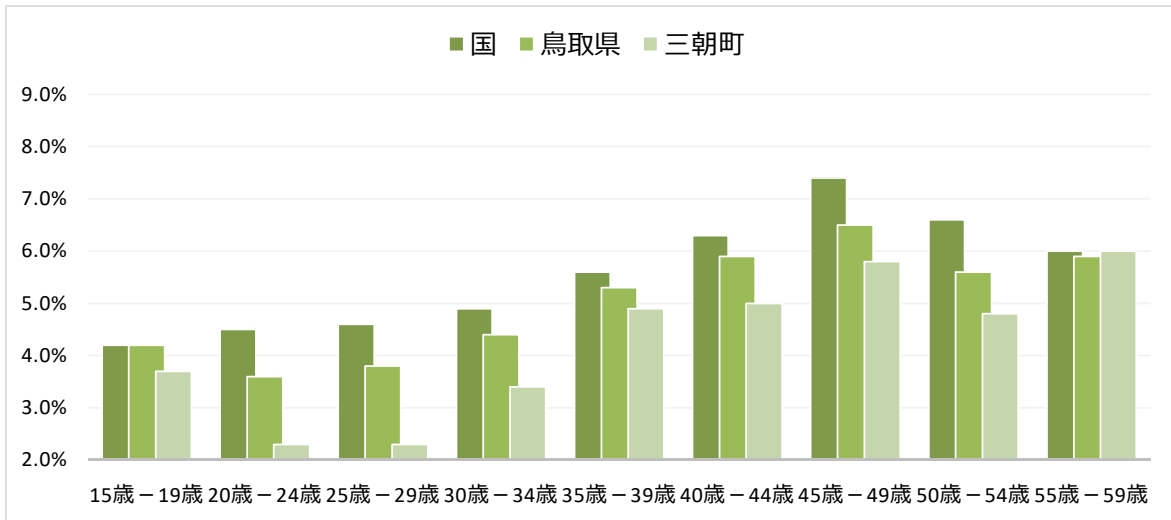
(2) 国・鳥取県と比較した本町の人口に占める年齢階層割合

各年齢階層の人口割合を国や鳥取県と比較すると男女ともに20代が著しく低く、30代以降から50代前半においては、比率自体は低いですが、国や県と同様のカーブを示しています。

(資料:国勢調査)

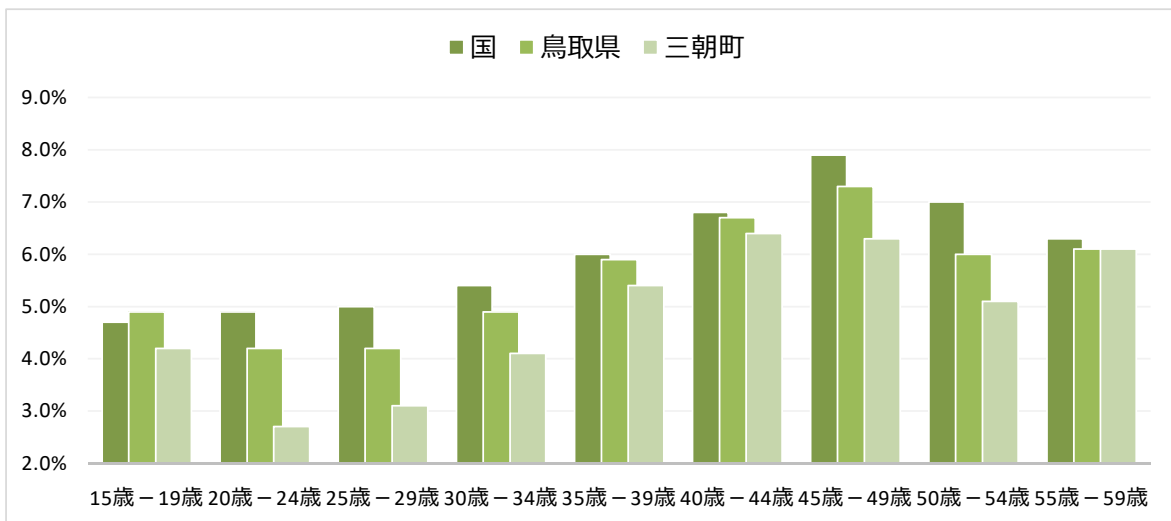
■女性の総人口に占める年齢階層割合の比較 (国・鳥取県)

単位：%



■男性の総人口に占める年齢階層割合の比較 (国・鳥取県)

単位：%



6 本町の保育所等の状況

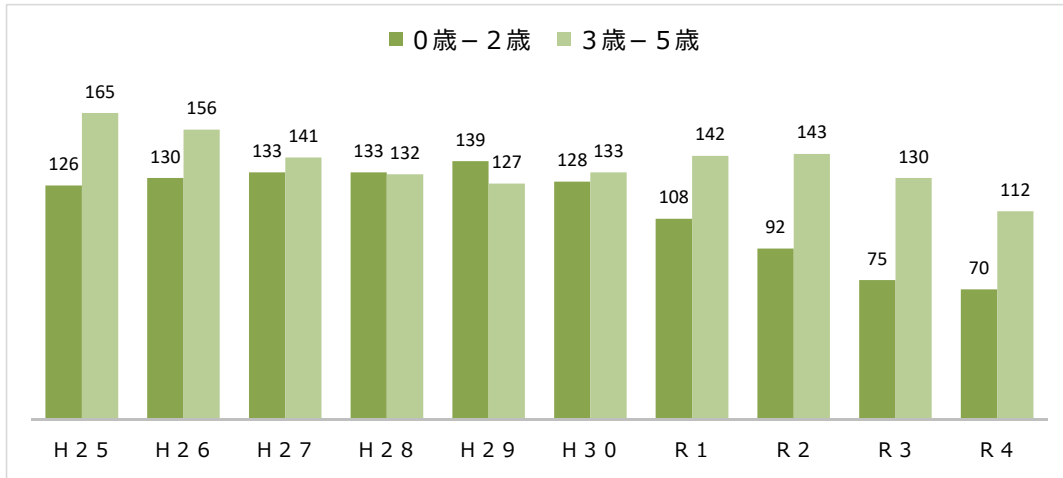
(1) 0-2歳、3-5歳の子ども的人口

平成25年以降の本町の0歳から2歳と3歳から5歳の子ども人口を比較すると、平成27年から平成30年までは、ほぼ同数となっていたものが、令和元年以降は0歳から2歳までの子ども人口が出生数の減少に伴い激減しています。平成25年から令和4年までの10年間で0歳から5歳までの子ども人口は、100人強減少しています。

(資料:三朝町住民基本台帳)

■ 0-2歳、3-5歳の子ども的人口 (各年4月1日現在)

単位:人



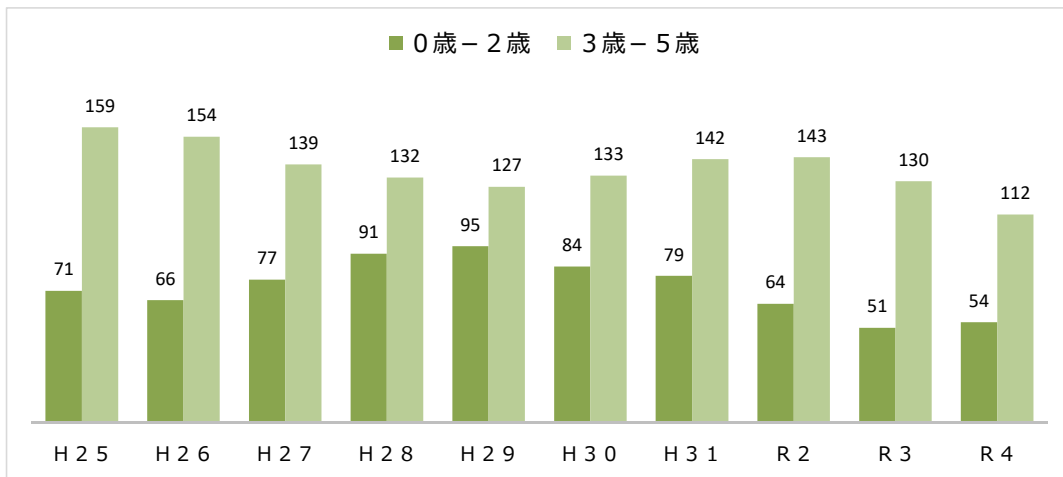
(2) 0-2歳、3-5歳の保育所等入所者数の推移

本町の3歳から5歳の保育所等入所者数は平成29年を境に増加に転じていましたが、令和2年をピークに減少し始めています。また、0歳から2歳では、出生数の減少から平成29年の95人をピークに減少傾向を示しています。

(資料:三朝町住民基本台帳)

■ 0-2歳、3-5歳の保育所入所者数の推移 (各年4月1日現在)

単位:人



(3) 0-2歳、3-5歳の各人口における保育所等入所率の推移

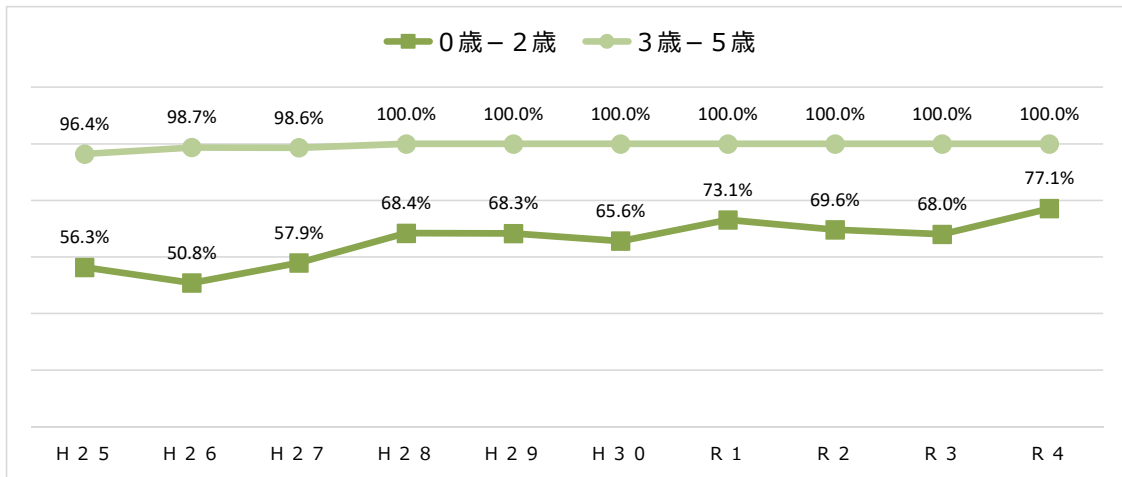
本町の3歳から5歳の人口における保育所等(保育所・認定こども園・幼稚園)入所率の推移について、平成28年以降は100.0%と全員が保育所等に入所しています。

0歳から2歳の保育所(保育所・認定こども園)入所率について、平成26年以降ほぼ上昇し続けており、令和4年においては8割弱の子どもが保育所に入所しています。

(資料:三朝町集計)

■ 0-2歳、3-5歳の各人口における保育所入所率の推移 (各年4月1日現在)

単位: %



7 本町の子ども・子育て支援事業の状況

平成30年度から令和3年度に実施(令和4年度引き続き実施)した本町の子ども・子育て支援に関する事業について、各事業の取り組み概要とその実績を記載します。

(1) 認定こども園(みささこども園)

【概要】

幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設です。

- ①幼児教育・保育の両方の機能(親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施)
- ②地域における子育て支援(相談活動や集いの場の提供等)を行う機能

認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、保育を行います。

【対象児童】

- ・3歳から小学校就学前までの保育を必要としない児童
- ・0歳～小学校就学前までの保育を必要とする児童

【類型】

保育所型「認可保育所+幼稚園的機能(保育所が幼稚園的な機能を備える)」

【利用時間】

月～土曜日 7:15～18:30

(教育標準時間・保育短時間の場合は8:15～16:15)

【利用料金】

所得に応じた保育料(副食費(おかず、おやつ代の実費)を除く。)を設定

※3～5歳(住民税非課税世帯の0～2歳を含む。)及び第2子以降は無償

【利用実績】(4月1日現在)

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
保育を必要としない児童	4人	3人	1人	2人	4人
保育を必要とする児童	77人	85人	78人	64人	85人



(2) 保育所(賀茂保育園、竹田保育園)

【概要】

「保育所保育指針」に基づき、保育を必要とする乳児又は幼児を保育します。

【対象児童】

0歳から小学校就学前までの保育を必要とする児童

【保育を必要とする基準】

就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができず、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。

【利用時間】

- ・ 保育標準時間 月～土曜日 7：15～18：30
- ・ 保育短時間 月～土曜日 8：15～16：15

【利用料金（月額）】

所得に応じた保育料（副食費（おかず、おやつ代の実費）を除く。）を設定
 ※3～5歳（住民税非課税世帯の0～2歳を含む。）及び第2子以降は無償

【利用実績】（4月1日現在）

区 分	賀茂	竹田	広域		
			保育を必要 としない	保育を必要 とする	町外施設数
H30年度	95人	10人	0人	32人	16か所
R1年度	92人	11人	2人	27人	15か所
R2年度	87人	9人	3人	30人	14か所
R3年度	76人	8人	4人	28人	14か所
R4年度	61人	8人	1人	28人	12か所

(3) 時間外保育事業（延長保育事業）**【概要】**

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、保育認定を受けた時間の前後も保育を必要とする児童について保育します。

【対象児童】

保育所に入所している児童で、保育認定を受けた時間の前後の時間の保育を真に必要とする児童

【利用日】

月～土曜日（ただし、土曜日においては18：30～19：30はなし）

【利用料金】

利用時間帯に応じて設定

- 7：15～8：15 200円／回
- 16：15～18：30 400円／回
- 16：15～19：30 700円／回
- 18：30～19：30 300円／回

【実施施設】

みささこども園、賀茂保育園、竹田保育園

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
みささこども園	延 288 人	延 199 人	延 153 人	延 408 人
賀茂保育園	延 143 人	延 445 人	延 251 人	延 292 人
竹田保育園	延 4 人	延 3 人	延 12 人	延 0 人

(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【概要】

就業等により昼間、家庭に保護者のいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもとに児童の健全育成を図ります。

【対象児童】

小学校 1～6 年生の児童

【利用料金】

育成料 3,000 円/月（長期休暇加算、同時利用の 2 人目以降の免除等あり。）、

おやつ代 1,000 円/月（令和 2 年度からは、長期休暇の開設時のみ。）

【利用実績】（4 月 1 日現在の登録人数）

区 分	三朝西学童クラブ	三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)	三朝南学童クラブ (竹田地域協議会委託)
開設時間	月～金 下校～19:00 土曜日 7:45～19:00 長期休業 7:45～19:00	月～金 下校～18:30 土曜日 7:45～18:30 長期休業 7:45～18:30	月～金 下校～18:30 土曜日 8:00～18:30 長期休業 8:00～18:30
H30 年度	73 人	31 人	3 人
R1 年度	69 人	34 人	2 人
R2 年度	83 人	38 人	4 人
R3 年度	84 人	36 人	三朝西学童クラブと統合
R4 年度	73 人	42 人	三朝西学童クラブと統合

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を一時的に養育することが困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かります。（宿泊も可）

【対象児童】

町内在住の18歳未満の児童

【利用期間】

原則として1か月あたり7日以内

【利用料金（1日）】

2歳未満児 5,350円 / 2歳以上児 2,750円

※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等は別途設定あり。

【実施施設】

因伯子供学園（倉吉市）、米子聖園ベビーホーム（米子市）

【利用実績】 平成30年度から令和3年度まで 0人

(6) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【概要】

残業や休日の仕事などで、夜間または休日に児童の養育が困難な方のために、夕方から夜間、休日に児童を預かります。

【対象児童】

町内在住の2歳以上18歳未満の児童

【利用時間】

夜間 原則として 17:00～22:00

休日 原則として 8:30～17:00

【利用料金（1日・1回あたり）】

夜間 750円

休日 1,350円

※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯等は別途設定あり。

【実施施設】

因伯子供学園（倉吉市）、米子聖園ベビーホーム（米子市）

【利用実績】

区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用者数	0人	0人	0人	延2人



(7) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

未就園の児童とその保護者が集まり、親子が交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

【対象者】

小学校就学前の児童とその保護者

【利用時間】

月～金曜日 9：00～14：00（祝日を除く。）

【利用料金】

無料

【実施施設】

三朝町地域子育て支援センター（みさきこども園横）

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
親子世帯数	延 374 世帯	延 243 世帯	延 233 世帯	延 180 世帯
利用者数	延 1,896 人	延 1,278 人	延 1,353 人	延 1,090 人



(8) 延長預かり保育事業

【概要】

保護者の家庭の事情等により、教育標準時間以外の時間帯に一時的に保育が必要となった児童を預かります。

【対象児童】

みさきこども園に通っている児童で1号認定を受けている児童

【利用時間】

月～金曜日 7：15～8：15
16：15～19：30

【利用料金】

利用時間帯に応じて設定

7：15～8：15 200円／回
16：15～18：30 400円／回
16：15～19：30 700円／回
18：30～19：30 300円／回

【実施施設】

みさきこども園



【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用者数	延 2 人	延 13 人	1 人	延 38 人

(9) 一時預かり保育事業

【概要】

保育所に入所していない児童の保護者が、病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭などの理由により、家庭での保育が一時的に困難な場合に児童を預かります。

【対象児童】

3 か月から小学校就学前までの児童

【利用限度】

週 3 回まで

【利用時間】

月～土曜日 7：15～18：30（土曜日は 12：00 まで。祝日を除く。）

【利用料金】

3 歳未満児 1 日 2,000 円 / 半日 1,200 円

3 歳以上児 1 日 1,300 円 / 半日 800 円

【実施施設】

みささこども園、賀茂保育園

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
みささこども園	延 162 人	延 42 人	延 6 人	延 42 人
賀茂保育園	延 45 人	延 6 人	延 7 人	延 11 人

(10) 休日保育（休日一時預かり）事業

【概要】

日曜日・祝日に仕事等の都合で児童を保育することができない場合に、中部地区の市町が協力し、一時的に預かります。

【対象児童】

（休日保育）

保育所に通っており、日曜日、祝日に家庭で保育することができない児童

（休日一時預かり）

生後 2 か月から小学校就学前までの児童で、日曜日、祝日に家庭で保育することが

できない児童

【利用時間】

日曜、祝日、12月29日～1月3日 7:00～20:00

【利用料金】

(休日保育) 無料

(休日一時預かり) 2,500円/日

【実施施設】

ババール園(倉吉市)

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
休日保育登録者数	4 人	3 人	4 人	1 人
休日預かり利用者数	延 3 人	延 3 人	延 4 人	0 人

(11) 病児保育事業

【概要】

小学校3年生までの児童が病気で登校や登園ができない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、中部地区の市町が協力し、鳥取県立厚生病院内の施設で児童を預かります。

【対象児童】

0歳6か月から小学3年生までの児童

【利用時間】

月～金曜日 8:00～18:00(祝日を除く。)

【利用料金】

1日 1,500円 ※別途診療代などが必要です。

【実施施設】

きらきら園(鳥取県立厚生病院)

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用者数	延 23 人	延 23 人	0 人	延 59 人



(12) 病後児保育事業

【概要】

保護者の子育てと就労支援を目的として、病気の「回復期」にある児童を、中部地区の市町が協力し、野島病院内の施設で預かります。

【対象児童】

0歳3か月～小学3年生までの児童

【利用時間】

月～金曜日 8:00～17:30（祝日を除く。）

【利用料金】

1日 500円

【実施施設】

すくすく園（倉吉市乳幼児健康支援デイサービスセンター）

【利用実績】

区 分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
利用者数	0人	0人	0人	1人

(13) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

子育ての支援を受けたい人（おねがい会員）と、育児を援助したい人（まかせて会員）を結ぶ会員組織。会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てができるよう、利用の調整や会員の募集を行います。

【対象者】

○おねがい会員

- ・生後8週から小学校6年生までの児童を養育している保護者
- ・町内在住、または勤務の保護者

○まかせて会員

- ・町内在住の方
- ・自宅で援助できる方

※両方会員として、おねがい会員とまかせて会員を兼ねることができます。

【利用料金】

1時間 500円（おねがい会員がまかせて会員に支払う）

【実施施設】

原則としてまかせて会員の自宅

（事務局：三朝町ファミリー・サポート・センター（みさきこども園横））



【受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

【登録実績】（4月1日現在）

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
まかせて会員 登 録 者 数	9 人	6 人	6 人	9 人	12 人
おねがい会員 登 録 者 数	19 人	13 人	12 人	12 人	16 人
両 方 会 員 登 録 者 数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

(14) 妊産婦健康診査事業

【概要】

妊産婦が医療機関及び助産所において実施した健康診断について所定の金額を公費で負担します。

【利用回数】

16回まで

【対象者】

町内在住の妊産婦

【助成金額】

合計 127,450 円（受診票：妊婦14回分・産婦2回分を交付）

【実施施設】

県内並びに一部の県外の医療機関及び助産所

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
利用人数	38 人	37 人	35 人	36 人
健診回数	335 回	318 回	266 回	266 回
実施機関	7 医療機関	5 医療機関	6 医療機関	7 医療機関

(15) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保しています。

【対象者】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭

【訪問者】

保健師

【利用料金】

無料

【利用実績】



区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
訪問件数 (うち新生児)	延 30 件 (5 人)	延 21 件 (2 人)	延 20 件 (2 人)	延 23 件 (3 人)
訪 問 率	97%	100%	100%	100%

(16) 養育支援訪問事業

【概要】

家庭で安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭を訪問し、具体的な養育に関する支援を行い、養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

【対象者】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭

【訪問者】

保健師

【利用料金】

無料

【利用実績】

区 分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
訪問件数	3 件 (延 7 回)	2 件 (延 8 回)	3 件 (延 10 回)	1 件 (延 1 回)

第4章 子ども・子育て施策の

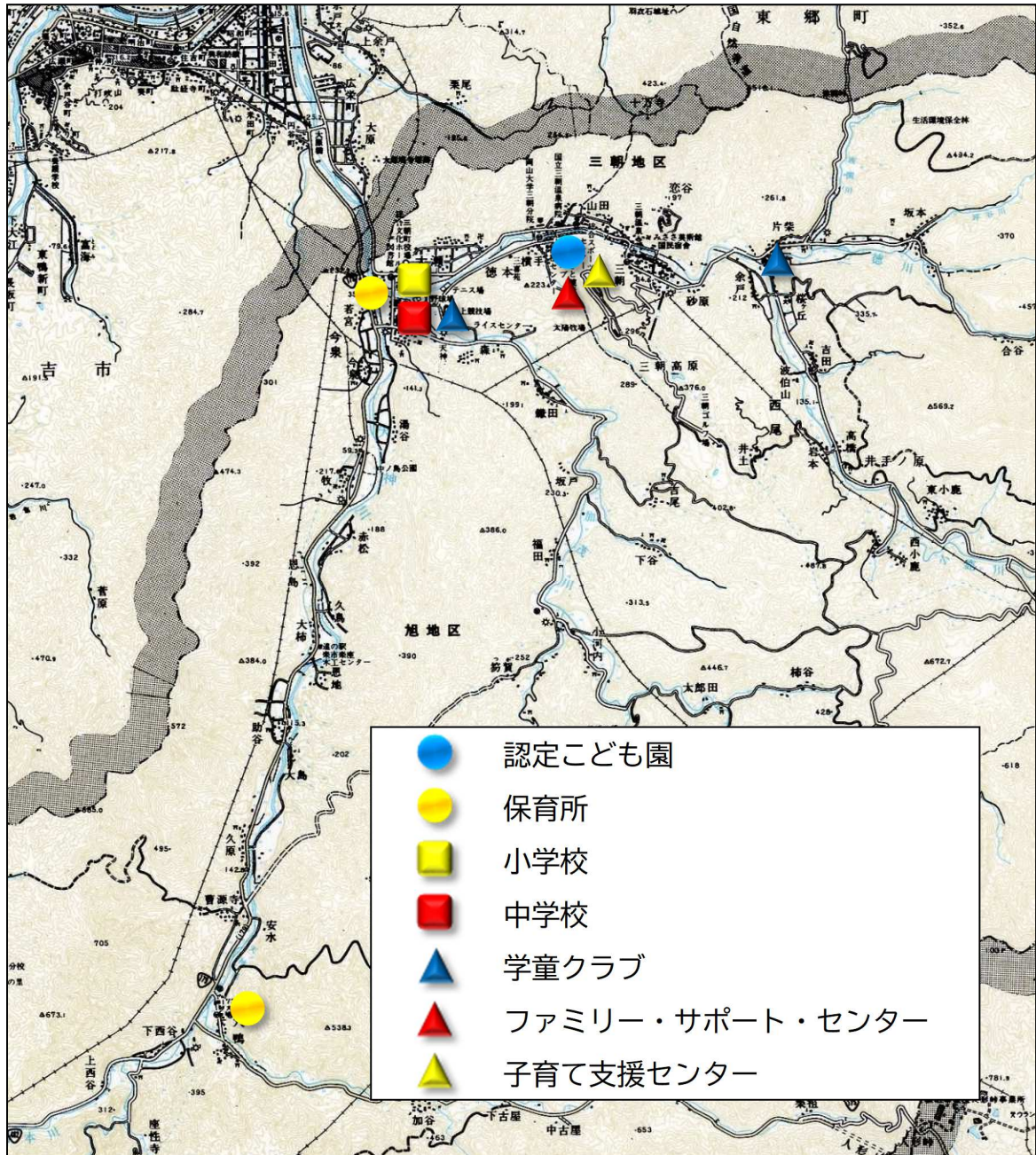
推進方策について

第4章 子ども・子育て施策の推進方策について

1 教育・保育の提供区域の設定

本町は、教育・保育区域は区域内の需要の調整に柔軟に対応できることや、保護者の仕事に合わせた教育・保育の特性を踏まえた選択ができることなど、利用者の細かなニーズに柔軟に対応できることを勘案し、三朝町全域で教育・保育の需要の見込みを定めます。

■本町の子育て資源



2 幼児期の教育・保育

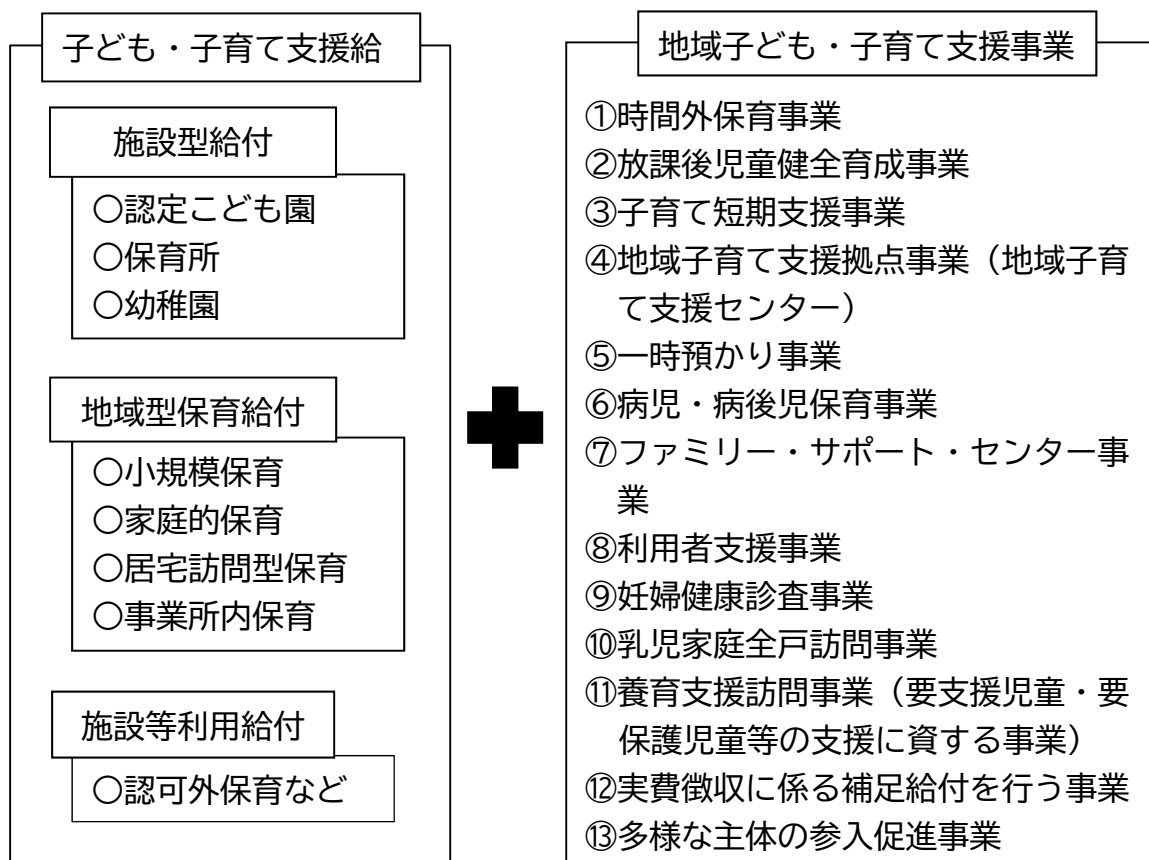
(1) 前提となる事項

本町では、町内に居住する0歳から5歳の子どもについて「現在の認定こども園、保育所、近隣幼稚園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

認 定 区 分		提 供 施 設
1号	3－5歳、幼児期の教育	幼稚園、認定こども園
2号	3－5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0－2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園 特定地域型保育事業

■子育て支援の「給付」と「事業」の全体像



(2) 需要の見込み

ニーズ調査による利用意向及び前計画期間の実績を勘案し、計画期間(令和2年度から令和6年度まで)の、「幼児期の教育・保育の需要の見込み」を定めます。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

本町は、「幼児期の教育・保育の需要の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容および実施時期(確保対策)を定めます。

■令和4年度の教育・保育の状況 0-5歳人口：182人(4月1日現在)

保育施設利用者数 (3-5歳)	保育施設利用者数 (0-2歳)	幼稚園利用者数・率 (3-5歳)	在宅子育て (0-5歳)
108人	57人		
保育施設利用者数・率 (0-5歳)			
165人 90.7%		1人 0.5%	16人 8.8%

■令和5年度の教育・保育の需要見込み 0-5歳推計人口：160人(4月1日現在)

1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定 (0-2歳)	在宅子育て (0-5歳)
	幼稚園利用者 の想定	その他		
1人	90人			
3人	91人		54人	
保育施設利用者数・率 (0-5歳)		幼稚園利用者数・率 (3-5歳)		
147人 91.9%		1人 0.6%		12人 7.5%

■教育・保育 「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」 単位：人

区 分		R2 年度			R3 年度		
		1号 (3-5 歳教育 のみ)	2号 (3-5 歳保育 の必要 性あり)	3号 (0-2 歳保育 の必要 性あり)	1号	2号	3号
需要の見込み (必要利用定員総数)		5	140	84	5	124	96
確保の 内 容	認定こども園、幼稚園、 保育園（教育・保育施設）	5	140	90	5	130	100
	地域型保育事業			0			0

単位：人

区分	R4 年度			R5 年度			R6 年度		
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
需要の 見込み	3	104	101	3	90	54	3	73	55
確保の 内 容	5	120	110	5	100	60	5	80	60
			0			0			0

3 地域子ども・子育て支援事業の需要の見込み、確保内容、実施時期

ニーズ調査による利用意向及び前計画期間の実績を勘案し、計画期間(令和2年度から令和6年度)における、「地域子ども・子育て支援事業の需要の見込み」を定め、さらに「需要の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗を管理していきます。

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労時間の長時間化やその他の状況を考慮して、身近な地域で保育事業の提供を受けられるよう適正な事業を実施します。

本町では、保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、保育認定を受けた時間の前後も保育を必要とする児童に対し、保育を延長します。

■ 「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	440 人	440 人	440 人	440 人	440 人
確保の内容	440 人	440 人	440 人	440 人	440 人

(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)及び放課後子ども教室

この事業は、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後や長期休業中などに家庭に保護者が不在となる児童を対象に、安全・安心で過ごせる居場所を提供し児童の発達段階に応じた学習や体験・交流活動を行う事業です。

放課後児童クラブは、平成22年から開設し現在2か所で実施、児童が放課児童指導員の助けを借りながら、自らが基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得、子どもの主体性を尊重し健全な育成に努めています。

開所時間について、学校稼業日は下校時から児童を受け入れており、三朝西学童クラブは午後7時まで、三朝東学童クラブは午後6時30分まで受け入れています。

平成29年に実施したアンケート調査の結果によると、上記の開所時間について適切と回答した保護者が56%、休業日等の早朝開所希望が28%であり、本計画の実施期間である令和6年度までの間は、現行の開所時間を引き続き堅持していきます。

休業日等の早朝開所については、町長から事務委任を受けている教育委員会事務局と各学童クラブの運営者で検討を進めます。

また、配慮を必要とする児童数は増加傾向にあり、専門的知識を有する者の配置や関係機関と連携した対応に努めます。

今後も事業内容について見直しをしながら、児童が安全・安心して過ごせる生活の場として継続して実施していきます。

■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	1年生	31人	39人	33人	33人	27人
	2年生	28人	28人	35人	29人	29人
	3年生	20人	24人	24人	30人	24人
	4年生	16人	13人	15人	15人	18人
	5年生	12人	12人	9人	10人	10人
	6年生	8人	4人	4人	3人	3人
	合計	115人	120人	120人	120人	111人
確保の内容	利用可能人数	120人	120人	120人	120人	120人
	放課後児童クラブ	3か所	3か所	2か所	2か所	2か所

放課後子ども教室は、地域住民等の参画を得て全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う事業として、土曜日を活用した青空体験塾や土曜楽校を実施しており、さらに放課後における体験交流活動についても住民参画によって実施できるよう検討をしていきます。

本計画の円滑な推進を図るため、福祉部局と教育委員会事務局が情報を共有し、定期的に情報交換等を行う機会を設け現状や課題の把握に努めます。

また、学校施設である体育館、運動場、図書室等の一部利用も視野に入れ、校舎整備と併せて放課後や長期休業中などに児童の安全で安心できる居場所づくりの整備について検討を進めます。

(3) 子育て短期支援事業

この事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭で子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

これまでと同様に近隣市の関係施設の協力のもとに、適切な対応に努めます。

■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	7人	7人	7人	7人	7人
	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
確保の内容	7人	7人	7人	7人	7人
	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所

※上段：延利用者数 下段：連携施設数

(4) 地域子育て支援拠点事業

この事業は、地域において子育て親子の交流等を促進するため子育て支援拠点を整備することで、家庭で子育て中の保護者の仲間づくりや育児不安等の解消を図る事業で、本町では「三朝町地域子育て支援センター」で行います。

子育てをする保護者が、安心感を持って利用できるように、事業内容をわかりやすく広報し、身近な場所での相談体制の充実と気軽に参加できる環境の整備の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

■「需要の見込み」(年間総利用者数)に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	2,000 人	2,000 人	2,000 人	1,500 人	1,300 人
確保の内容	2,000 人 1 か所	2,000 人 1 か所	2,000 人 1 か所	1,500 人 1 か所	1,300 人 1 か所

(5) 一時預かり事業(一時預かり保育・延長預かり保育)

一時預かり保育事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、昼間に保育所等で一時的に預かるもので、延長預かり保育事業は、1号認定を受けている子どもが教育標準時間の前後に保育が必要となった場合に利用できる事業です。

今後も保護者のニーズに沿った、適正な支援に努めます。



■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	180 人 (10 人)	180 人 (10 人)	180 人 (10 人)	150 人 (50 人)	150 人 (50 人)
確保の内容	180 人 (10 人)	180 人 (10 人)	180 人 (10 人)	150 人 (50 人)	150 人 (50 人)

※ () 内は「延長預かり」の内数です。

(6) 休日保育(休日一時預かり)事業

この事業は、中部地区の市町が協力し、日曜日・祝日に仕事等の都合で児童を保育することができない場合に倉吉市のババール園で一時的に預かる事業です。

これまでと同様に近隣市の関係施設の協力のもと、適切な対応に努めます。

■ 「需要の見込み」(連携機関数) に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(7) 病児・病後児保育事業

病児保育事業は、中部地区の市町が協力し、小学3年生までの児童が、病気で登校や登園ができない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、鳥取県立厚生病院内の施設で児童を預かる事業です。

また、病後児保育事業は、保護者の子育てと就労支援を目的に、病気の「回復期」にあたり、小学校や保育園などにおいて集団生活が困難な児童を野島病院内の施設で預かる事業です。

これまでと同様に近隣市の関係施設の協力のもと、適切な対応に努めます。

■ 「需要の見込み」(連携機関数) に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	病児保育	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	病後児保育	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保の内容	病児保育	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	病後児保育	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(8) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての支援を受けたい人(お願い会員)と、育児を援助したい人(まかせて会員)を結ぶ会員組織で、会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てができるようにサポートする事業です。年度ごとにまかせて会員の確保に努め、事業の内容について、効率的なPR方法等を検討します

■ 「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	まかせて会員	6 人	6 人	6 人	12 人	12 人
	お願い会員	15 人	15 人	15 人	20 人	20 人
確保の内容	まかせて会員	6 人	6 人	6 人	12 人	12 人
	お願い会員	15 人	15 人	15 人	20 人	20 人
	ファミリー・サポート・センター	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(9) 利用者支援に関する事業

この事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもや子どもの保護者が身近な場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。三朝町子育て世代包括支援センターを主体とし、関係機関の連携体制をさらに強化したうえで、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談や必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
需要の見込み	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所
確保の内容	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所	母子保健型 1 か所

(10) 妊産婦健康診査事業

この事業は、妊産婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産・産後に資するために適切な健診を行う事業です。本町は妊産婦の健康管理を目的として、妊産婦が医療機関及び助産所において実施した健康診断について、所定の金額を負担する事業を実施します。



■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
需要の見込み	34 人 544 回	32 人 512 回	31 人 496 回	25 人 400 回	25 人 400 回	
確保の 内容	実施 機関	全て	全て	全て	全て	
	健診 回数	544 回	512 回	496 回	400 回	400 回
	実施 時期	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月	4 月～3 月

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

この事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握する事業です。

保健師が家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等をして、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげていきます。

■「需要の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	6 年度
需要の見込み (訪問件数)	34 件	32 件	31 件	25 件	25 件
確保の内容 (訪問率)	100%	100%	100%	100%	100%

(12) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

この事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育を確保するため、保健師がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童支援等の内容に関する協議を行う事業です。

関係職員のスキルアップのための積極的な研修への参加をはじめ、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期の把握、子ども家庭総合支援拠点の整備、要保護児童対策地域協議会の取り組みの強化、児童相談所との情報共有など支援体制の強化を推進します。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会「確保の内容」と「実施時期」

区 分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
養育支援訪問 (人)	必要に応じて適宜実施				
要保護児童対策地域協議会代表者会議	年1回 (中部圏域研修会と併催)				
要保護児童対策地域協議会実務者会議	年3回 (個別ケースの進行管理)				
要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	ケース発生に応じて開催				

(13) その他の事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する「実費徴収に係る補足給付を行う事業」や地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める「多様な主体の参入促進事業」については、国や県と情報共有し、関係機関と協力しながら検討して行きます。

4 幼児期の教育・保育の一体的な提供及び推進体制の確保について

ここでは、「質の高い幼児期の教育・保育」及び「地域の子育て支援」、「認定こども園及び保育園と小学校との連携の取組み」の3点について推進方策を定めます。

(1) 質の高い教育・保育の推進

幼児期の保育について、有識者、実務者、保護者代表者及び行政等による情報交換を推進し、子どもたちへの質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めていきます。

認定こども園及び保育所は、それぞれの園の特徴を生かした園づくり、園運営を行うとともに、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育士による合同研修、学校現場との連携を推進し、人材育成や教育・保育の共通理解に努めていきます。

また、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・保育リーダー(仮称)の確保に努めるほか、職員一人ひとりの基本的な資質能力を向上させることができるように、コーディネート能力等について各種の研修に参加できる体制を整えます。

(2) 子ども・子育て支援事業の推進

それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、三朝町子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていきます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、全ての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援をします。

(3) 認定こども園・保育所と小学校等との連携推進

認定こども園及び保育所は、定期的に専門部会等を開催し、密接な連携に努めます。また、情報を共有し、協力体制を図ります。

また、幼児期の教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎やその後の成長の基盤を培う大変重要なものであることから、小学校等と連携し、小学校教育等への円滑な接続に努めます。

町内の園では、幼児期から英語に親しみ、小学校以降の英語教育に円滑に移行することを目的とした英語活動をはじめ、小学校の研究発表会や小学校との連絡会等に参加したり、小学校の先生が公開保育等を見学したりするなどの活動を通して関係機関との連携を深めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、本町では、その給付申請については、保護者の利便性を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するなど施設等利用給付の適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、鳥取県との連携や情報共有を図りながら、適切に取り組みを進めていきます。

6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本町は、保護者が産休、育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報を提供し、計画的に特定教育・保育施設等の事業を実施します。

7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する鳥取県との連携

本町は、ヤングケアラー対策並びに児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、鳥取県が行う施策と連携を図り、関係する各機関と連携を密にしながら、本町の実情に応じた施策を展開します。

8 子どもの貧困に対する支援

本町は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るとともに、すべての子どもたちが希望をもって自立・成長していける社会の実現を目指し、経済的支援の活用とその情報提供に努め、子どもの貧困に対する支援を推進していきます。

9 保護者等の職業と家庭の両立のための雇用環境の整備に関する施策と連携

本町は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るため、鳥取県、地域の企業、労働者団体等関連する各種団体と連携しながら、地域の実情に応じた雇用環境の整備に取り組みます。

10 国際化の進展に伴う幼児への支援・配慮

本町は、海外から転入した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚したなどの幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう関係機関と連携して、適切な支援・配慮に努めます。

第5章 計画の具体的施策について

第5章 計画の具体的施策について

本町が実施する子ども・子育て支援の具体的施策について

少子化や核家族化の進行、保育ニーズの多様化など、本町が抱える課題を解決するためには、少子化に歯止めをかけ、子育て支援を充実させることが重要であり、このことが地域活性化につながると思います。また、町全体で子育て支援を進めていくための体制作りが必要となります。

ここでは、第2章で掲げた基本施策及び第4章の推進方策を実現させ、また、その他の課題を解決するために本町が実施する「子ども・子育て支援の具体的施策」の概要を記載します。

また、「子ども・子育て支援の具体的施策」の概要を記載した「子育て応援ガイドブック(みさき子育てスタイル)」を作成し、子育て世帯や転入世帯、本町への視察団体、移住定住相談会等のイベントにおいて配布するなど、本町の子育て支援施策を町内外にPRします。

※政策及び予算編成等により対象者及び助成・実施内容等が変更する場合がありますが、記載内容については、本計画見直しに併せて加筆修正します。



(1) 妊娠・出産支援

①不妊治療費助成事業

不妊治療(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、保険適用外の治療費の一部を助成します。

対象治療	対象者	助成内容	実施場所
特定不妊治療	本町に住所を有し、1年以上居住されている夫婦	採卵を伴う治療:20万円を上限に助成/回 採卵を伴わない治療:10万円を上限に助成/回(回数、年齢、所得制限なし)	県指定医療機関

②母子健康手帳交付及び情報提供

妊娠された方に母子健康手帳を交付します。

また、産休、育休明けの希望する時期に円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、母子健康手帳交付時に聞き取りや各種の情報を提供します。



③ウェルカムBabyクラス事業

妊婦とその家族を対象に育児技術の習得や仲間づくりを目的に開催します。

対象者	実施場所等	実施回数	利用料
妊婦とその家族	子育て支援センター	年3回	無料

④妊産婦健康診査事業

受診券(16回分)を交付し、妊産婦健康診査費用の一部を助成します。

対象者	助成内容
妊婦	妊婦健康診査費用の一部を助成(14回分)
産婦	産後健康診査費用の一部を助成(2回分)

⑤多胎妊婦健康診査事業

双子以上を妊娠された方に妊婦健康診査受診券に上乗せして助成します。

対象者	助成内容
多胎妊婦	妊婦健康診査受診券(14回分)に5回分上乗せして助成

⑥産後母子支援事業

産後の母親の心身の休養が必要な場合、町が委託した医療機関でケアを受けることができます。

対象者	実施場所	実施内容（自己負担なし）
医療機関を退院した産婦と申請時（生後4か月頃まで。）	打吹公園クリニック	母子ショートステイ
		・宿泊型（母子） 出産直後の母子への心身のケアや育児のサポートを行います。（1泊2日） 利用時間：15：00～翌日10：00
・デイサービス型（母子） 日帰りの施設利用で、母体の心身の休養を図ります。 利用時間：9：00～17：00		
生後2か月以内の乳児		・デイサービス型（乳児のみ） 日帰りで乳児を一時預かりすることで、母体の心身の休養を図ります。 利用時間：9：00～17：00

⑦産後ケア健診事業

産後の身体的不調のケアにより、将来の整形外科的疾患（尿失禁、臓器脱、骨粗しょう症など）を予防します。

対象者	実施内容（自己負担なし）
概ね産後3か月の母親	整形外科医の診察、理学療法士によるケア、保健指導など

⑧産前産後ヘルパー事業

出産後間もない時期に、核家族等で支援が受けにくい家庭へ、ヘルパーが訪問して家事のお手伝いをします。

対象者	実施内容（自己負担なし）
産前2か月（出産予定日から2か月前）の妊婦 産後4か月の産婦	食事の準備・片付け、衣類の洗濯、居室等の清掃及び整理整頓、生活必需品の買い物など 利用時間：月～土の9：00～17：00 利用上限：12回/月（2時間/回）

⑨赤ちゃん訪問事業

赤ちゃんが生まれてから1か月を目途に保健師が訪問し、身体測定や育児相談に応じます。

⑩乳幼児相談

保健師や栄養士が、妊娠から子育て期までのさまざまな相談に応じます。

事業名	実施内容等
ねんねクラス	満1歳までの親子を対象に、子育て支援センターで育児相談、身体計測を月2回、離乳食相談、三朝温泉病院理学療法士による産後体操を月1回行います。
離乳食講習会	生後4か月から5か月の親子を対象に、町総合文化ホールで調理実習、育児相談など2か月に1回行います。
1歳すくすく相談	1歳前後の親子を対象に、子育て支援センターで身体計測、歯科指導、食育、育児相談など3か月に1回行います。
2歳のびのび教室	2歳の親子を対象に、町総合文化ホールで栄養指導、身体計測、絵本の読み聞かせ、育児相談など4か月に1回行います。

(2) 健診・予防接種

①産後・1か月児健診費助成事業

出産後1か月頃に受診した健診費用のうち保険適用外の費用について助成します。

対象者	助成内容
出産後概ね1か月の産婦	鳥取県産後健康診査委託医療機関以外で受診した健診費用のうち、保険適用除外の費用について1/2を助成（上限額1,500円）
生後概ね1か月児	保険適用除外の費用について1/2を助成（上限額2,300円）

②乳幼児健康診査

「集団健診」

集団健診を町総合文化ホールで実施します。対象家庭には、個別に案内をします。

対象者	実施内容	利用料
5か月～7か月児	6か月健診（4回/年）	無料
1歳半～2歳児	1歳半健診（4回/年）	無料
3歳～4歳児	3歳児健診（4回/年）	無料
5歳児	5歳児健診（3回/年）	無料

「個別健診」

医療機関で個別の健診を実施します。医療機関に予約して受診します。

対象者	実施内容	利用料
3か月～4か月児	3か月～4か月健診	無料
9か月～10か月児	9か月～10か月健診	無料

③定期予防接種

医療機関において定期の予防接種を実施します。医療機関に予約して受診します。

対象者	実施内容	利用料
生後6週～32週の乳児	ロタウイルスワクチン (急性胃腸炎の予防)	無料
生後2か月～5歳未満	ヒブワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
生後2か月～5歳未満	肺炎球菌ワクチン (細菌性髄膜炎などの感染症の重度化予防)	無料
生後2か月～1歳未満	B型肝炎ワクチン (B型肝炎ウイルスに起因する肝疾患の予防)	無料
生後5か月～1歳未満	B C G (結核の予防)	無料
I期:生後3か月～7歳半未満 II期:11歳～13歳未満	I期:4種混合ワクチン (ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオの予防) II期:2種混合ワクチン(ジフテリア、破傷風)	無料
I期:1歳～2歳未満 II期:保育園年長児	MRワクチン(麻しん、風しんの予防)	無料
1歳～3歳未満	水痘ワクチン(水ぼうそうの予防)	無料
I期:生後6か月～7歳半未満 II期:9歳～13歳未満	日本脳炎(日本脳炎の予防)	無料
中学校1年生～高校1年生の女子	子宮頸がんワクチン(HPVによる子宮頸がんの発症予防)	無料

④おたふくかぜ予防接種費助成

おたふくかぜの予防接種費用を助成します。

対象者	助成内容
1歳～小学校就学前の児童	費用の1/2を助成(上限額3,000円)

⑤妊婦等風しんワクチン助成事業
ワクチンの接種費用を助成します。

対象者	助成内容
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠を希望する女性のうち風しん抗体値の低い方 ・妊婦の配偶者 ・妊婦の同居者 ・妊娠を希望する女性の同居者のうち風しん抗体価の低い方 	費用の 2/3 を助成 <ul style="list-style-type: none"> ・麻しん風しん混合ワクチン（上限額 8,000 円） ・風しん単抗原ワクチン（上限額 5,500 円）

⑥インフルエンザ助成事業
インフルエンザの予防接種費用を助成します。

対象者	助成内容
0歳～小学校就学前の児童	費用の 1/2 を助成 (上限 1,500 円/回・同一年度内 2 回まで)
小・中学生	費用の 1/2 を助成 (上限 1,500 円/回・同一年度内 1 回まで)
16歳～18歳で次の手帳をお持ちの方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 1、2 級 ・精神障害者手帳 1 級 ・療育手帳 A 	

(3) 保育・子育て支援

①認定こども園

保育所と幼稚園の機能や特長を持ち合わせ、地域の子育て支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの児童	みささこども園	所得に応じて

②保育所

共働き家庭など保育の必要性がある児童を保育します。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの保育の必要性がある児童	賀茂保育園 竹田保育園	所得に応じて

③時間外保育事業（延長保育・延長預かり事業）

保護者の仕事条件や家庭の事情などにより、保育・教育標準時間外に保育を必要とする児童について、延長して保育します。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの保育時間外に保育を必要とする児童	保育所・認定こども園等	利用時間帯に応じて

④休日保育（休日一時預かり）

日曜・祝日に仕事等の都合で子どもを保育することができない場合、児童を一時的に預かります。

対象者	実施場所	利用料
0歳～小学校就学前までの児童	ババール園	休日保育：無料 休日一時預かり：2,500円/日

⑤病児・病後児保育

「病児保育」

小学3年生までの児童が病気により、登校や登園ができない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、厚生病院内の施設で児童を預かります。

対象者	実施場所	利用料
生後6か月～小学3年生までの児童	きらきら園（鳥取県立厚生病院）	1日1,500円

「病後児保育」

保護者の子育てと就労支援を目的として、病気の「回復期」にあたり、小学校や保育園などにおいて集団生活での保育等が困難な児童を一時的に預かります。

対象者	実施場所	利用料
3か月～小学3年生までの児童	すくすく園（倉吉市乳幼児健康支援サービスセンター）	1日500円

⑥一時預かり保育

保育所に入所していない児童で、保護者の病気や入院・育児疲れ・冠婚葬祭等により、家庭での保育が困難な児童に対する保育を実施します。

対象者	実施場所	利用料
3か月～小学校就学前までの児童	みささこども園 賀茂保育園	・3歳未満児 1日2,000円 / 半日1,200円 ・3歳以上児 1日1,300円 / 半日800円

⑦地域子育て支援センター

未就園の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩みについての相談を行います。

対象者	実施場所	利用料
小学校就学前の児童とその保護者	地域子育て支援センター	無料

⑧ファミリー・サポート・センター

子育ての支援を受けたい人(お願い会員)と、育児を援助したい人(まかせて会員)を結ぶ会員組織です。会員相互に、育児の援助活動を行うことで保護者が仕事と育児を両立し、安心して子育てできるよう、利用の調整や会員の募集を行います。

対象者	実施施設	利用料
おねがい会員・まかせて会員	ファミリー・サポート・センター	1時間 500円

⑨子育て支援短期利用事業

保護者が疾病、社会的事由等で、一時的に養育が困難な場合、その児童を乳児院、児童養護施設等で短期的に預かります。(宿泊も可)

対象者	実施場所	利用料	
町内在住の18歳未満の児童	因伯子供学園 米子聖園ベビーホーム	ショートステイ	
		生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯に限る。) 無料	
		市町村民税 非課税世帯	・2歳未満児 1,100円 ・2歳以上児 1,000円
		その他世帯	・2歳未満児 5,350円 ・2歳以上児 2,750円
		トワイライトステイ	
		生活保護世帯、ひとり親世帯(市町村民税非課税世帯に限る。) 無料	
		市町村民税 非課税世帯	・休日 600円 ・その他 300円
		その他世帯	・休日 1,350円 ・その他 750円

⑩すこやか乳幼児家庭保育応援事業

多様な育児の在り方を支援する一環として、家庭内保育を希望する方の経済的負担を軽減し、子育てに優しいまちづくりの推進を図ります。

対象者	助成内容
保育所等に入所させず、家庭内で1歳未満の乳児を保育する保護者	生後57日目から1歳に到達するまで、月額3万円を支給

⑪乳児期子育て応援事業

三朝町で産み育てていただくことへの感謝の気持ちとしての記念品と紙おむつ処理用のごみ袋を進呈し、乳幼児を養育する家庭に対する子育て支援を行います。

対象者	実施内容
0歳の乳児	出生届時に本町のマスコットキャラクター「温泉怪獣みささらドン」が刺しゅうされたタオルとスタイを贈ります。
0歳～1歳6か月の乳児の保護者	出生届時及び1歳6か月健診時にゴミ袋（大）各50枚を贈ります。

⑫す（住む）まい（米）る（来る）応援事業

本町の人口の増加、移住・定住の促進、子育て世帯における食費の負担軽減を図るとともに、三朝米の普及促進を目的に、住宅を建築または購入し町内に移住された方等に、歓迎及び本町でのこれからの生活を応援する意を込めて三朝米を1年分プレゼントします。

対象者	実施場所	実施内容等
・町内に住宅を建築又は購入した方 ・当該住宅に5年以上居住する方	自宅	三朝米引換券（10kg/枚）を交付 ・大人 6枚×人数分 ・小学生以下 3枚×人数分

⑬就労支援

鳥取県やハローワーク等、関係機関との連携のもと、相談、職業能力開発への支援等を行い地元就業の促進に努めるとともに、ハローワーク求人情報（毎週木曜日の午後に最近1週間に受け付けた求人一覧表）を定期的に提供し、就労を支援します。

また、労働条件の向上や働きやすい環境づくりに向けた事業所への啓発、余暇情報の提供など、労働者福祉の充実に努めます。

対象者	情報提供等	利用料
就労支援を必要としている保護者	町ホームページ、役場窓口	無料

⑭養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、子育てに対して不安や孤立感等を抱える保護者、または虐待に至るおそれがある保護者等、リスクを抱え支援が必要であると判断される家庭に対して、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図ります。

対象者	実施場所	利用料
保護者等	自宅に訪問	無料

⑮子育てあっぷ講座

「やさしくたくましい三朝の子ども」を育てるために、家庭教育に必要な学習・体験活動の機会を提供します。

対象者	実施場所	利用料
未就園の乳幼児の保護者	地域子育て支援センター	無料

⑯子育て・親育ち講座

家庭・地域教育力を向上させるため、子育てに関する学習の機会や相談の場を提供します。
(現在、小学校、中学校、保育園は保護者会の研修会を支援しています。)

対象者	実施場所	利用料
保育園～中学校の保護者	保育園、小学校、中学校ほか	無料

⑰ブックスタート事業

乳児全員に絵本を贈り、乳幼児、保護者の読書習慣の形成を支援します。

対象者	実施場所	利用料
乳児（6か月健診時）	町総合文化ホール	無料

⑱ブックセカンド事業

1歳の誕生日を迎える児童に絵本を配布します。

対象者	実施場所	利用料
1歳児	みささ図書館	無料

⑨読み聞かせ・ブックトーク

乳幼児、児童に絵本、本の楽しさを伝え、読書習慣の促進を支援します。

対象者	実施場所	利用料
乳幼児～中学生	町内各所で随時	無料

⑩移動図書館の保育園等訪問

毎月、移動図書館(しゃくなげ号)が町内保育園、町内学童クラブを訪問します。

対象者	実施場所	利用料
保育園児、小学生	町内保育所、町内学童クラブ	無料

(4) 経済的支援・手当等

①保育料(副食費(おやつ代・おかず代の実費)を除く。)の軽減

保育所等を利用する3歳から5歳までの児童の保育料や第2子以降の児童の保育料を軽減します。

対象者	助成内容等
保育所等を利用する3歳から5歳までの児童の保護者 ※住民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保護者も対象となります。	保育料：無償
保育所等を利用する児童のうち、第2子以降の児童の保護者	保育料：無償

②児童手当

中学校修了前の児童を養育している保護者へ手当を支給します。

対象者	相談窓口	手当の内容
中学校修了前の児童を養育している保護者	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0～3歳(誕生月)：15,000円/月 ・ 3歳～小学生：10,000円/月 (第3子以降は15,000円/月) ・ 中学生：10,000円/月 ※特例給付5,000円/月

③児童扶養手当

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、生活の安定と自立を図ります。

対象者	相談窓口	その他
ひとり親家庭等で 18 歳以下の児童を養育している保護者	町民課	所得制限あり

④特別児童扶養手当

在宅の精神又は身体に一定の障がいがある子どもの介護者に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ります。

対象者	相談窓口	その他
精神又は身体に一定の障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している保護者	町民課	所得制限あり

⑤未熟児養育医療

入院を必要とする未熟児の治療に必要な医療費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	その他
入院治療を必要とする未熟児 (1歳の誕生日を迎える前日まで)	健康福祉課	生活保護受給世帯：自己負担なし その他世帯：世帯の住民税課税状況により自己負担額を決定

⑥特別医療費助成事業（高校生等医療費助成）

出生から高校生相当までの児童等に対して医療費(保険適用分)の負担上限額を超えた部分を助成します。

対象者	相談窓口	その他
出生から高校生相当までの児童	健康福祉課	負担上限額 通院：1日あたり 530円（5日以降は負担なし） 入院：1日あたり 1,200円（16日以降は負担なし） 院外薬局：負担なし（全額助成）

⑦チャイルドシート購入費補助事業

1歳未満児を養育する保護者に、チャイルドシートの購入費を助成します。

対象者	相談窓口	助成内容
次のいずれにも該当する方 ・1歳未満児を養育する保護者 ・保護者及び対象乳児が三朝町に住所を有し、居住していること。 ・チャイルドシートを新品購入された方	町民課	購入費の1/2を助成 (上限額10,000円)

⑧ひとり親家庭児童入学支度金

小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭へ給付します。

対象者	相談窓口	助成内容
所得税非課税世帯で、小・中学校に入学する児童のいるひとり親家庭	町民課	給付額20,000円/人

⑨準要保護児童生徒援助事業

町民税非課税世帯など経済的な理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学費用の援助を行います。

対象者	相談窓口	援助費内容
小・中学生の保護者	小・中学校	学用品、通学用品、学校給食費、修学旅行費など

⑩特別支援教育就学奨励費補助事業

特別支援学校及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	援助費内容
小・中学生の保護者	小・中学校	学用品、通学用品、学校給食費、修学旅行費など

⑪遠距離通学費補助事業

遠距離通学の小学生、中学生及び高校生に係る通学費の一部を助成します。

対象者	相談窓口	その他
小・中学生の保護者	小・中学校	通学距離2km以上の者
高校生等の保護者	教育総務課	高校等に通学する者

⑫奨学資金貸付事業

経済的理由で学資支弁が困難と認められる高校生を対象に奨学資金貸付を行います。

対象者	相談窓口	その他
町内在住の高校生	教育総務課	貸付額：2万円/月。※貸付利率 なし

※県その他機関の貸付金や奨学金等についての案内・相談も行います。

(5) 小・中・高生期支援

①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

仕事等により昼間、家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもとで児童の健全育成を図ります。

また、児童がより安心して利用できる学童クラブを目指して、実施場所、運営形態、定員等引き続き検討します。

区 分	三朝西学童クラブ	三朝東学童クラブ (三徳地域協議会委託)
開設時間	月～金 下校～19：00 土曜日 7：45～19：00 長期休 7：45～19：00	月～金 下校～18：30 土曜日 7：45～18：30 長期休 7：45～18：30

利用料：育成料（2人目以降全額免除）、おやつ代、保険代の個人負担あり。

※学校が臨時休業時に開設する場合あり。

※土曜日及び長期休暇中、利用者の希望状況により開設しない場合あり。

②青少年劇場開催事業（青少年巡回公演）

児童・生徒を対象に、優れた芸術を鑑賞する機会を等しく提供し、豊かな情操を培い健全な育成を支えます。

対象者	実施場所	利用料
小・中学生	町総合文化ホール等	無料

③心の教室相談員設置

三朝中学校に心の教室相談員を配置し、生徒の心の相談を月・水・金曜日に実施します。

④中学生手作り訪仏事業

海外での国際交流の体験により、豊かな感性と国際感覚を身に付けさせるため、本町と友好姉妹都市提携をしているラマルー・レ・バン町へ、将来を担う中学生による友好交流団を派遣します。

対象者	実施場所	利用料
中学生	フランス	保険代、食事代等個人負担あり

⑤台中市石岡区との中学生相互交流事業

本町と交流促進協定を締結している台湾台中市石岡区との間で、中学生の交流を通じた相互理解と国際理解を図るため、中学生を相互派遣します。

対象者	実施場所	利用料
中学生	台湾	保険代、食事代等個人負担あり

⑥三朝町・城陽市文化スポーツ交流事業

本町の姉妹都市である京都府城陽市との間で、小学生の文化スポーツ交流を通じ、豊かな感性と社会性を身に付けさせるため、小学生の交流事業を行います。

対象者	実施場所	利用料
小学生	三朝町・城陽市	食事等実費

⑦中部子ども支援センター事業

不登校児童生徒に対して学校復帰への支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
小・中学生	鳥取県中部子ども支援センター	無料

※鳥取県教育委員会が運営する、不登校・引きこもりの青少年の学校復帰・社会参加の支援のための教育支援センター「ハートフルスペース」の利用相談にも応じます。

⑧全国大会等参加費補助事業

中国大会以上の大会・コンクールに出場する児童等に対し補助金を交付します。

対象者	相談窓口	その他
小・中学生、高校生	社会教育課	補助額：対象経費の1/2 上限額：全国大会規模2万円 中国大会規模1万円

⑨みささする実践交付金

将来の三朝町を担う中・高校生が取り組む研修活動等に対して助成します。

対象者	相談窓口	助成内容
中学生・高校生	企画課	補助額：対象経費の4/5 上限額：30万円

(6) ヤングケアラーへの支援

家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの把握に努め、その相談対応や支援策の検討を行います。

対象者	相談窓口	実施内容
小・中学生・高校生	町民課 健康福祉課 教育総務課	・支援会議の開催や児童相談所との連絡・調整 ・保健師訪問による該当児童・家庭の把握 ・スクールカウンセラー等の相談対応

(7) 障がい児への支援

※以下、対象者等の表記を「子ども」とする。

※以下、相談窓口は「健康福祉課」とする。

①補装具の給付

身体に障がいがある子どもの義肢、車いす、補聴器等の購入、修理費用を支給します。

対象者	助成内容等	利用者負担
障がい等のある18歳未満の子ども	義肢、車いす、補聴器等の購入、修理費用を支給	1割負担(世帯の住民税課税状況による。)

②日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るための用具を支給します。

対象者	助成内容等	利用者負担
障がい等のある18歳未満の子ども	特殊マット、訓練いす、訓練用ベッド、頭部保護帽、移動・移乗支援用具、人工内耳用電池等の給付	1割負担(世帯の住民税課税状況による。)

③日中一時支援事業

日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある18歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1割負担（世帯の住民税課税状況による。）

④移動支援事業

買い物や余暇活動などの外出にヘルパーが付き添います。

対象者	内容及び利用料等	利用料
障がい等のある18歳未満の子ども	買い物や余暇活動などの外出支援	1割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑤障害児通所支援（児童発達支援）

日常生活基本的動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある小学校就学前の子ども	各サービス提供事業所	1割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑥障害児通所支援（医療型児童発達支援）

日常生活基本的動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び医療的な治療を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある18歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑦障害児通所支援（放課後等デイサービス）

就学児に対し、生活能力の向上に必要な訓練等を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある小学生以上18歳未満の子ども	各サービス提供事業所	1割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑧障害児通所支援（保育所等訪問支援）

支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	対象者が入所している保育所等	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑨障害児通所支援（居宅訪問型児童発達支援）

重度の障がいがあり、通所支援を利用するために外出することが困難な障がいのある子どものため、居宅を訪問して発達支援を行います。

対象者	実施場所	利用料
障がいのある 18 歳未満の子ども	対象者の自宅	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

⑩自立支援医療（育成医療）

心臓手術等、高額となる医療費を助成します。

対象者	実施場所	利用料
障がい等のある 18 歳未満の子ども	指定医療機関	1 割負担（世帯の住民税課税状況による。）

第6章 計画の推進体制について

第6章 計画の推進体制について

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、教育・保育施設、学校、企業、町民のみなさまと連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、各事業に的確に反映させます。

2 進捗状況の管理

本町における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「三朝町子ども・子育て会議」で点検、評価し利用者の視点に立った事業を提供します。

第7章 アンケート調査の概要

第7章 アンケート調査の概要

1 調査の目的

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町における「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の検討資料とするため、保育・教育に関するニーズの把握を目的として調査実施しました。

2 実施概要

【実施期間】

平成30年12月5日から平成30年12月18日まで

【調査対象者】

町内に住所を有し、小学4年生以下の児童を持つ全世帯

【調査方法】

- ①小学生世帯 → 各小学校を通じて配布、回収
- ②町内保育園児世帯 → 各保育園を通じて配布、回収
- ③町外保育園、幼稚園の入所児及び未就学園児 → 郵送により配布、回収



【配布及び回収等】

区分	調査対象世帯数	回収世帯数	回収率
小学生世帯	234世帯	112世帯	47.8%
就学前世帯	195世帯	119世帯	61.0%
合計	429世帯	233世帯	54.3%

3 報告

別冊「第2期子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート(小学生版)報告書」及び「第2期子ども・子育て支援事業計画のためのアンケート(就学前児童版)報告書」のとおり平成31年3月にまとめています。

参考資料（会議条例・委員名簿）

三朝町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、三朝町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

2 子育て会議は、前項に定めるもののほか、三朝町の子ども・子育て支援施策に関し必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。次号において同じ。）に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 前各号に掲げる者のほか町長が特に必要と認めるもの

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

3 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する委員が、その職務を

代理する。

5 前条第4項の規定は、部会の議事について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関して必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 略

三朝町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略)

No.	所 属	氏 名	選 出 区 分
1	みさきこども園保護者会	岩本 祐輝	第1号 (子どもの保護者)
2	賀茂保育園保護者会	寺坂 大典	第1号 (子どもの保護者)
3	竹田保育園保護者会	福田 憲章	第1号 (子どもの保護者)
4	みさきこども園	山涌 加代子	第2号 (事業に従事する者)
5	竹田保育園	向井 由里子	第2号 (事業に従事する者)
6	賀茂保育園	松浦 靖明	第2号 (事業に従事する者)
7	三朝町地域子育て支援センター	畠中 浩子	第2号 (事業に従事する者)
8	三朝町ファミリーサポートセンター	藤原 厚美	第2号 (事業に従事する者)
9	三朝東学童クラブ	深田 美鈴	第2号 (事業に従事する者)
10	三朝西学童クラブ	岩佐 正巳	第2号 (事業に従事する者)
11	三朝町民生児童委員協議会	松原 万里子	第3号 (学識経験者)
12	三朝町社会教育委員会	布広 覚	第3号 (学識経験者)
13	三朝町教育委員会事務局教育総務課	山中 恵子	第4号 (関係行政機関の職員)
14	三朝町町民課	山口 良輔	第4号 (関係行政機関の職員)
15	三朝町健康福祉課	矢吹 和美	第4号 (関係行政機関の職員)
16	鳥取県教育委員会中部教育局	熊谷 裕子	第5号 (アドバイザー)

第2期三朝町子ども・子育て支援事業計画（令和5年3月改定版）

発行 三朝町町民課

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬 999 番地 2

TEL:0858-43-3505 FAX:0858-43-0647



あったかみささでこそだて

<http://www.kosodate-misasa.jp/>



三朝町の公式子育て応援隊

Instagram